

地方行政委員會議録第三十二号

昭和二十五年四月二十九日(土曜日)

午後二時四十分開議

出席委員

委員長 中島 守利君

理事生田 和平君 理事大泉 寛三君

理事川西 清君 理事川本 末治君

理事菅家 喜六君 理事野村 孝太郎君

理事藤田 義光君 理事立花 敏男君

理事大石ヨシエ君

大西 弘君 河原伊三郎君

黒澤富次郎君 小玉 治行君

小西 英雄君 高橋 英吉君

堀田十一郎君 船越 弘君

井出一太郎君 庄次 徳二君

大矢 省三君 門司 亮君

池田 峯雄君

出席國務大臣

國務大臣 本多 市郎君

出席政府委員

地方自治行政次官 小野 哲君

地方自治行政次官 萩田 保君

總理府事務官 (地方自治行政) 高辻 正巳君

連署行政部長

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

四月二十八日

委員大西弘君及び船越弘君辭任につ

き、その補欠として田中豊君及び吉

田吉太郎君が議長の名で委員に選

任された。

同月二十九日

委員黒澤富次郎君、田中豊君、中川

俊思君、牧野寛素君、吉田吉太郎君

及び鈴木幹雄君辭任につき、その補

欠として川本末治君、小西英雄君、

清水逸平君、龍野喜一郎君、船越弘

君及び橋本金一君が議長の名で委

員に選任された。

同日

委員清水逸平君、龍野喜一郎君及び

内藤友明君辭任につき、その補欠と

して黒澤富次郎君、大西弘君及び井

出一太郎君が議長の名で委員に選

任された。

同日

川本末治君及び菅家喜六君が理事に

補欠當選した。

本日の會議に付した事件

理事の互選

小委員長及び小委員の補欠選任に關

する件

地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三号)

地方財政平衡交付金法案(内閣提出

第一八四号)

○中島委員長 それでは會議を開きま

す。地方自治法の一部を改正する法律

案を議題といたします。

本法案に対しては質疑も盡きたよう

でありますから、質疑はこれで打ち切

ります。御異議はありますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○中島委員長 本案に対する質疑は終

局いたしました。これより討論に入り

ます。

討論に入る前に、中島委員長試案と

でも申し上げますか、修正案に対して私が

簡単に説明を申し上げます。皆様方の

お手元に配付しております地方自治法

の一部を改正する法律案に対する修正

案の要綱を申し上げます。

第一は、公安委員會を明示すること

であります。地方自治法の規定中に

「選挙管理委員會、教育委員會その他

法令又は條例に基づく委員會」と例示し

てある場合に、公安委員會が明示し

ないから、公安委員會の重要性にかんが

み、「その他」の中に入れて、「選挙管

理委員會」の下にこれを挿入明示する

こと。これは第七十五條第一項及び第

三項、第九十九條第五項に關連いた

しております。

その二は、地方議會の定例会の回数

であります。普通地方公共団体の議會

の定例会は、毎年六回以上これを招集

しなければならぬことになっている

のが、政府の改正案は都道府県の議會

についての四回以上と改めようとし

てゐるのであります。現在の國情に照

らしまして、國會においても補正予算

その他の種々な重要事項がありますの

で、当分の間地方議會の重要性にかん

がみまして、なお現行法通り六回以上

とするということでありまして、これは

第九十二條第二項に關係しております。

第三は、地方議會の事務局の法制化

であります。地方議會の事務局に法制

上の根拠を與えるため、第六章第十一

節の規定を改めること。すなわち都道

を得るものと、町村は従前の通りと

し、事務局長その他の職員は議長が選

任するものとする。第百三十八條

の關連であります。

地方公共団体の長の不信任決議をな

す場合の議會の定足数。地方議會が当

該地方公共団体の長の不信任の議決を

する場合の議決の定足数について。不

信任の議決をされた長が議會の解散を

行い、その解散後初めて招集された議

會において再び不信任の議決をする場

合には、現行法の四分の三以上とい

うものを改めて過半数の同意をもつて足

りとする。第百七十八條第三項

であります。

次に五項は、改正法の施行期日であ

ります。本改正法案の施行期日は昭和

二十五年一月一日となつてゐるのを、

昭和二十五年五月一日とすること。附

則第一項であります。

次は國の地方機關の廢止に關する事

項。通商産業局出張所は昭和二十五年

三月三十一日限り廢止となつたのであ

るから、その所掌に屬する事務で都道

府県知事の権限に屬するものを分掌さ

せるために、當分の間知事は條例で事

務所を置くものとするの規定は不要

となつたから、その部分の規定を削

ること。附則第三項であります。

次に第七、戰時中合併した市町村の

分離手續に關する事項。附則第五項。

地方自治法の一部を改正する法律、昭

和二十三年法律第七十九號の改正規

に關する法律上の手續に、左の二点に

おいて変更を加ふるよう改正するこ

と。右市町村の分離は、關係住民の當

該都道府県の議會の議決において、出

席議員四分の一以上の同意を得ること

によつてこれを決定することである

であります。なお關係住民の投票にお

いては、有効投票の過半数の同意を得

ることを要する。これを改めて、三分

の二以上の同意を得ることを要するも

とする。こゝう修正であります。右

は同法第二條第五項前段であります。

市町村分離手續の改正法の経過規

定。附則第六項、第七項をそれぞれ、第

九項、第十項とし、第五項の改正規定

の次に新たに六、七、八の三項を設

け、その第六、七の二項をもつて前項

の戰時中合併した市町村の分離に關

する法規の改正規定の適用についての

経過規定とすること。すなわち改正さ

れる新法實施の際、すでに分離の手續

を開始したものについては次のように

する。新法實施の際すでに旧法によつ

て手續を開始した分離の請求について

は、そのまま旧法によつてその手續を

最後まで進めて行くこと。これは附則

第六項であります。右一の場合にお

いては、旧法の規定により請求をなした

ものが、議會の議決において出席議員

の過半数の同意を得られなかつたも

の、または旧法の規定によつて手續を

開始している請求にかゝるものは、そ

のいかなる段階にあるかを問はず、新法

七項であります。

公職選挙法の施行に伴う事項。公職選挙法の成立と施行によつて、地方自治法第四章の選挙に関する規定は削除されたので、従前の選挙に関する規定に開連を持つておつたものについて、これに應ずる法文上の整理を行うこと。第二百二十八條の改正規定に関するもの。第二百四十四條の改正規定に関するもの。公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律の一部を改正すること。附則第八項。

以上が修正案の要綱であります。

この際社会党の諸君にお諮りします。社会党より提出されております修正案であります。そのうち公安委員の挿入であります。これはこの案と同じこととあります。ですからこれはどうか御協力を願ひ、これを御撤回願ひたいということとあります。それから社会党の修正案は、この際私から修正案の内容を申し上げますが、附則第二條の改正のうち、これは要綱を申し上げますのであります。社会党の修正案は、有効投票が当該選挙人の総数の過半数で、賛成の投票が過半数でなければならぬ。そして府県会の議決を削除するということとあります。これは後に議題としてお諮りいたします。ただいま私の申し上げました要綱に対する質疑がありますので、これを許します。大矢君。

○大矢委員 中島委員長でなくても、政府の人でもけっこうですが、今度の修正された三分の二、さらに府県会においての四分の一の同意を要する。それによつて実問題としても七月一日までの間にどれだけ独立し、あるいは

分離するという、具体的な府県なり、あるいはその教をおわかりならば、この際お聞きしたいと思ひます。

○高辻政府委員 ただいまの御質問に該当するようないふものはないと思ひます。高岡、舞鶴、松山、呉、大分の竹田、その他若干のものがあるかと思ひます。

○中島委員長 それでは討論に入りまします。通告順によつて許します。大矢君。

○大矢委員 私ども、残念ながら、ただいまの委員長からの修正案に対しては、反対の意思を表明したいと思ひます。新憲法なりあるいはあらゆる地方自治法、あるいは今議会において議決された多くの地方自治法に関する関係法規は、ことごとく地方住民の意思を尊重して、文字通り自治の拡充をはかるというのが題目であるにかかわらず、今度の修正案は住民の意思を、しかも投票によつて決せられたその意思を、さらに府県会によつてこれが決せられるということとは、これは二重監督と申しまするか、住民の意思を無視した方法であると思ひます。私どもはあくまでも住民の投票をする限りには、つとめて住民の多数の意見をそこに反映すると同時に、それを尊重することと申すまでもないこととあります。これは申すまでもないこととあります。こういふふうな、しかも非常に不合理な、四分の一の同意というものは——同意というものは言葉はやわらかいのでありますけれども、それを表決するのはやはり議決であります。その議決した場合に、少数の者の意見が通るといふこの府県会の議決の部分についても、きわめてあいまいで、われ

われ納得の行かないものがあるのではありません。それよりも私は三分の二以上というこの教をもつて決せられたものを、さらに県会の同意なり議決を要する必要は毛頭ないと思ひます。でありますから、私は、この二重監督といふから、そういふ自治団体に對する干渉をなくするといふ意味からも、これは單なる一時的な処置である。七月以降には無効でありますから、大したことはないと言われましても、本質的なものとして私たちは反対せざるを得ないのであります。特にこの法案を必要とするゆゑは、戦時中住民の意思を無視して、強制的に合併された問題がここに起きているのでありますから、私は自由の意思によつて、特に新憲法下における地方自治の発展であり、さらに民主化の基礎となるべき地方自治の発展に、その住民の意思を十分に尊重するといふこの建前を一貫して、私どもはこの修正案に反対をするものであります。従つて社会党は、残念ながら修正案の府県会の議決を要するといふ点については、反対の意思表示をするものであります。

○中島委員長 立花君。

○立花委員 私どもは地方自治法の一部改正全般に對しての討論をしたときにも申し上げましたが、この地方自治法の一部改正は、地方自治の伸張にむかう反対の結果を生ずるという意味において、遺憾ながら反対せざるを得ない立場にあります。

まず第一に申し上げたいと思ひますのは、第七十四條の二項の、條例の制定または改廃に對する請求の問題で、その手続の上に非常に制約が加えられておりますが、たとえて申しますと、

署名をいたしましてから署名簿を提出いたしました。署名簿に對する証明を求めます。それに二十日の期間が必要である。さらにできまして署名簿を縦覧に供する方に一週間の期間が必要である。こういふふうな期間の点から申しましても、従来にはない規定を置かれまして、條例の改廃制定のみならず、他の一般のリコールに對しても、これが当てはめられまして、リコールそのものが非常に煩瑣な手続を要し、しかも多数の議決を要するといふ規定になつておりますので、私ども遺憾ながらこれには賛成いたしかねます。しかも縦覧の規定を置いたと申します。これは、私から言わせると、たとえ自治団体の長に對するリコールの場合などは、長の罷免要求に對する署名簿に署名いたした者の姓名の署名が、一般の縦覧に供されるというふうな場合には、署名をする者に對しまして、非常に大きな圧力になりまして、結局公正な署名が行われないやないかと申されます。私どもはこういう点から、署名権者の権利の行使に重大な影響を與えると考えますので、この点も私どもは反対でございます。その他いろいろ複雑な、あるいは煩瑣な手続が、リコールの行使の上に加えられておるのであります。さらに申し上げたいと思ひますのは、選挙管理委員会と申しますものは、いわば事務的な機関である。その選挙管理委員会に對して、非常に大きな権限が與えられておる。しかもいわば裁判所がやられるやうな、純司法的な権限が與えられておる。署名が詐欺、脅迫によつて行われたかどうかといふことに對します調査権、あるいはその決定権、それ

による署名の無効の宣言、こういう重要な、純司法的な処理が、選挙管理委員会ですることとがきめられておりますことは、私どもは意味では司法権の侵害ではないかと考えますので、單なる事務機関である選挙管理委員会に、こういう重大な権限を與えますことは、私どもは断じて賛成できません。しかもこういう問題に關しまして、選挙法の罰則を準用いたしまして、五千円以下の罰金というやうな規定が設けられておられますが、これもリコールの問題といたしましてはあまりに重きに失すると思ひますので、以上のやうな選挙管理委員会の決定にも反対でございます。そして、そういうやうな罰則を伴うことに對しまして、私どもは特に強く反対しておきたいと思ひます。

こういうことで請求権あるいはリコール権の制限をいたします前に、政府としてはあるいは議會としては、もとと改善しなければならぬ問題が、現行の地方自治法の請求の問題にあるといふことを私指摘しておきたいと思ひます。それは第七十四條であります。第七十四條では「條例の制定及び監査の請求」になつておりますが、この場合條例に關する請求ができますのは、ここに規定してありますやうに、地方税その他に關する條例についてはこの改廢の請求ができないことに規定されておるのであります。これには私ども大いに異議がございます。地方自治法を改めるのであれば、これこそ改められなければならない條文ではないかと考えます。御承知のやうに地方税が新しく改められまして、しかもそれが教倍の地方税になつて来るとい

さらに道府県の部局の問題でございますが、道府県の部局の設置につきましては、現在農業問題あるいは中小企業問題は重大な問題でございます。特に税法の改正を受けてまして、中小工業問題などは重大な問題でございます。これがいずれも必置部門には置かれていない。しかも農林部を置ければ商工部を置いてはいけない、商工部を置けば農林部を置いてはいけないというような、まったくわけのわからない規定がございます。そういうことで、は政府が農民あるいは中小工業者の生活に対して、ほんとうにまじめに考えておるとは考えられないのでございまして、こういう部門をただちに必置部門にすることが、前の建築局の必置とあわせて、非常に重要な問題だろうと考えます。こういう考え方自体、私はこの際政府にはつきりと改めていただくことをお願いしておきたいと思っております。

さらに修正案の問題でございますが、もちろん私どもはこの問題になつております市町村の分合の問題に対しましては、住民投票者が決定権を持つていただくべきである、基本的な考

になつております定例会の同数の復元の提案にも、私も賛成でございます。

以上述べました理由からいたしまして、共産党といたしましては、これら自治法の一連の改悪は、どういたしまして改正ではなくして、改悪でございまして、日本の支配体制全体が、中央、地方を通じて明らかに、何と申しますか、官僚支配が強化されつつあるという傾向が見えますので、共産党といたしましては、自治法の一部改正に反対の意思を表明いたします。

○中島委員長 床次君。

○床次委員 私は国民民主党を代表いたしまして、ただいまの委員長の修正案を含めまして、この自治法の修正案に對しまして、賛成の意を表するものであります。

この機会に数点、要望事項を申し述べたいと思つておりますが、第一は住民の直接請求権が拡充せられ、またその手続が明瞭になりまして、この際、相当の進歩と思つていますが、ただこの際、要望したいことは、その運営を上手にやつていただきたいというところであります。かなり規定がこまかくなりまして、関係上、ある程度までその運営のいかんによりましては、その請求権の行例に相当支障があるのではないかと、いふおそれもあるものであります。その点は十分に関係当局の注意を喚起したいと思つております。

第二点は、都道府県の事務局の設置にならぬとして、市におきましても市の事務局が設置せられましたことは、適当な処置であると思つております。しかしながらこれによりまして費用が増

大するということを、十分防止いたさなければならぬと同時に、町村におきましても、将来町村議会というものが、できる限り自主性を強くいたすことが必要なのであります。これは現在の運営状況から見まして、もう少し助長してもいいのではないかと、いふふうに考へられるのであります。今後の改正の趣旨に照して、やはり今後の取扱いを考慮すべきものと考へるのであります。

第三点といたしまして、府県の機構の農地部の問題であります。農地部は従来と同じように残されたのであります。が、現在の農村の状況から見ますと、農村の民主化並びに農村協同組合の、いわゆる共同事業の指導奨励という問題につきましても、なお多くの問題が残されておりました。農地部が従来のままに、そのまま残つておりましたならば、これは期待に反することになります。十分この農地部の活用ということを心がけていただきたいと思つております。

最後に、これは特に委員長にもお願いしたいのであります。現在の地方自治の拡充並びに行政の簡素化を目的といたしまして、現在の政府の地方出先機関は、なお相当整理融合を要するものがあると思つておりました。これは前から提案になつておりますが、なか／＼これが進行いたさないものであります。本法に關係いたして、一部それが実行せられたのであります。が、なお今後におきまして急速と申しますか、すみやかにその実現を要するものが少なくないと思つております。なお各都道府県において設置しておりますところの地方事務所におきましても、これは相当整理融合をなし得るというふう

ろの地方事務所におきましても、これは相当整理融合をなし得るというふう

○中島委員長 討論はこれをもつて終局いたしました。

これより採決いたします。採決の順序については念のため申し上げます。まず第一に委員長試案として提出しました修正案中、社会党の提案の修正案と共通の部分、いわゆるこれをわかつてよく申せば、附則第二條に關連する戦時中に合併した町村の分離問題を除きましての部分であります。この部分に對して採決いたします。共通部分について賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立多数。よつて共通部分は可決されました。

次にただいまの共通部分を除く社会党の修正案、分村の手続は有権者総数の有効投票が過半数なければいけないという修正案であります。これに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立少数。

もう一応念のために申し上げますが、中島委員長の修正案全体に對してもう一ぺん念のために採決いたします。

〔賛成者起立〕

中島修正案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立多数であります。次はお諮りいたします。ただいま可決されました修正部分を除く原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。原案全部に對して――

○大石(三)委員 ちよつと説明してくだされい。

○中島委員長 これは中島の修正案を除いた政府提出の原案――修正は、これは可決になつてしまつたのですから、その以外の部分に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立多数であります。よつて本案は修正案を加えて修正議決になりました。

次にお諮りいたしますが、ただいま床次委員より地方自治の拡充と行政簡素化の徹底を期するために、政府においては、その地方出先機関をなるべくすみやかに地方に委譲するようにという一点であります。その次は、都道府県において、その地方事務所をそれぞれ可及的すみやかに整理統合する必要がある、こういう要望があります。この要望もこれに付随したいと思つております。

これについて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なければ、その通り決定いたします。

次にお諮りいたしますが、衆議院規則第八十六條による報告書作成の件等は、委員長に一任に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めまして、以上で地方自治法の一部を改正する法律案は終了いたしました。

○中島委員長 御異議なしと認めまして、以上で地方自治法の一部を改正する法律案は終了いたしました。

てさう決します。

以上で地方自治法の一部を改正する法律案は終了いたしました。

○中島委員長 續いて地方財政平衡交付金法案の質疑を續行したいと思つております。地方財政平衡交付金法案を議題とし、質疑を續行いたします。どうか御退席にならないようをお願いいたします。本多國務大臣が御出席になりましたから、昨日保留にいたしましたおきました床次君の質疑を先に許します。床次君。

○床次委員 平衡交付金に關しまして、大臣に二、三御質問申し上げたいと思つておりますが、本條文の御説明を伺つてみますと、本年度の平衡交付金の支給方法は、どうも本法そのもののつとつておらないように思つております。簡単に申し上げますと、総額がすでに予算できまつておる。そうしてその内容を取扱いますのには、個々の條文の取扱ひによらずに、本年だけはいわゆる規則によつて定められるように見えるのであります。しかもこの規則が――規則できまつても一向かまいませんが、法律の建前から申しますと、今年規則で定められましたならば、来年度のことがきまつて来るようになるわけでありまして、二十五年年度の取扱ひを見ますと、條文上には同じ規則と書いてありますが、実はさかのほりまして、これが決定されるようになっておるといふ取扱ひに見えるのであります。附則等を讀んで参りまして、どうもその点が明瞭でないのでありまして、どうも今年に限りまして、さかのぼつて規則であつて一切の、たとえば單位費用、あるいは基準決定が行わ

れ、また財政委員会の決定そのものも、本来でありますれば、総額について財政委員会が意見を述べるわけでありまして、今年そういうことが附則にすぎない形になつておるのであるから、これは規定上から申しますならば、どうしてももう一條附則にしようのことであります。かかるとは、本来の平衡交付金の精神に反して来るものであります。従つておしるこれは本年度以降適用するものにふさわしいのであります。今年はこのまま本法が通つたからといつて、これで交付金が交付できる。本法によるところの交付金の交付が行われたというふうに解するの、少しおかしいと私どもは思ふのであります。大臣の御見解を承りたい。

○本多國務大臣 御質問の御趣旨は、この平衡交付金の概算見積りと申しますか、そうしたこと、地方財政委員会によつてなされ、その順序を経て検討してきまるべきものであるにかかわらず、本年は千五百億というものが、地方財政委員会、さらに平衡交付金法等の規定によらずして、きまつておるといふ点につきましては、お話をの通りでございますが、これは最初の年でありまして、やむを得ないことと存じます。従つてこの交付方法につきましても、それ／＼概算交付をいたしますし、さらに測定單位當りの單位費用というものが、規則できまつて参りましたならば、正式に計算をいたしまして、それを概算拂いをして、また財政委員会の決定そのものも、本来でありますれば、総額について財政委員会が意見を述べるわけでありまして、今年そういうことが附則にすぎない形になつておるのであるから、これは規定上から申しますならば、どうしてももう一條附則にしようのことであります。かかるとは、本来の平衡交付金の精神に反して来るものであります。従つておしるこれは本年度以降適用するものにふさわしいのであります。今年はこのまま本法が通つたからといつて、これで交付金が交付できる。本法によるところの交付金の交付が行われたというふうに解するの、少しおかしいと私どもは思ふのであります。大臣の御見解を承りたい。

したものと相殺と申しますか、そういう計算をすることについておるわけでございます。

○床次委員 ただいま大臣から御答弁がありましたが、その点は少し疑義があると思ふのであります。たとえ附則の第七項にありましては、昭和二十五年度に限り、第十四條第一項中の法律とあるのは、規則と読みかえるという形、規則によつて行へることになつておりますが、法律の建前から申しますと、十四條に規定せられし趣旨においては、法律という字が使つてあるのだと思ふのであります。ところが、これを規則でもつてやりますと、その内容について国会で検討せざるに済んでしまふということになつてしまふのであります。これを本法の建前から見ると、非常に精神を踏襲しておるものではないかという疑念を私は持つておるのであります。

五年年度の経過規定と申しますか、特別の取扱としてどういう附則がありま

すが、これだけでは本法のほんとうの精神からいふと、抜けてしまつておるのではないかと申すのであります。むしろ附則をおききになるのであります。ならば、昭和二十五年度は本法の適用を受けないといふところまでならなければ、おかしいのではないかと申す疑念を持つておる次第であります。なお財政委員会の、先ほど大臣から御答弁がありましたが、第四條の第一項のときは、本来は財政委員でもつて、毎年度交付すべき交付金の総額を見積る。今年はずきまつておつて、初年度であるから確かに不可能であります。初年度においては、この規定は当然動か

のが本年は今だちに法定できませんので、これは地方財政委員の規則に本年だけまかしていただくことをお認め

いたされたら、そうして来年はもう法律によらなければならぬことと申すから、それ／＼單位費用といふものを法律で定めたい。来年からはそれによらうといふことになり。本年は当初概算渡しをして行かなければならぬ關係で、最初からは適用できないのでございすけれども、これらの規則等がそろいました上で、正確なる本法による交付金の額を定め、それとすでに前渡ししたものとを総合的に計算をするといふことにいたす。これはないと考へております。

○床次委員 ただいま大臣の答弁の通り、確かに政府のお考えとしては、本年度は本法によつて交付されるわけ

であります。その点は認めるのでございしますが、本年度の交付の仕方は、本来の本法の建前から行きますと、非常に例外的であるといふことが考えられるのであります。この点は私どもことしの交付金をはたして本法の企図するやうな目的のもとに配分し得るかといふところに、大きな疑念を持つておるのであります。すなわち額が足りないのではないかといふことを懸念しております。すなわち、これはお話を申し上げるものであります。先ほど文部委員会との連合のときに疑義がありましたが、当然地方の自治体の自主性を害しない程度に、交付金は運用すべきである。その点は明らかであります。文部委員その他疑義を持つておられますのは、金額が少いために、どうも教育が十分行えないのではないかという懸念を持つて

おりますので、特にああいう法律がほ

しいのだという意見が出て来るのであります。その点ともしの交付金の金額の基礎といふものが明瞭でないために起る疑問であるといふふうに考えます。昨日も私は本年度の交付金の金額の数字と、従来の交付した数字と、はたして單位費用においてどのくらい開きがあるか。従来と同じ基準でもつて受けられるか。あるいはこ

なつておる。あるいはこ

う程度に、これを検討したいといふ

う堅持において、それをお尋ねした

けであります。総額がふえておるから、

実質上において教育の経営が昨年より

も楽になつておる。その簡單には結論

が出ないと思ひます。その疑義

が十分晴れるように御説明をいただき

ますれば、けつこうだと思ひます。

○新田政府委員 確におつしやいま

すように、この千五百億の総額を見積

りましたのは、この法律施行前ござ

いますから、この法律のつとつてお

りません。しかし大体これを予想いた

しまして、千五百億という数字は見積

られておるのでございまして、その千

五百億の根拠については、たび／＼申

し上げましたように、昨年度四千億

ばかりの歳入、四千八百億に増加す

る。そういう前提のもとに、地方税の

増税その他の歳入の見積り等をいたし

まして、結局千五百億あればそれだけ

の仕事がやつて行けるという数字であ

ります。ただその総額の見積りについ

ては、この法律によつていないかもしれ

ませんが、個々の団体に交付いたし

ますときには、これはこの法律によつ

て受けるのでありまして、ただ単位費用というものを現在の確に算定することとができませんので、法律に今年度限り規定いたしません。今後研究いたしましてから、地方財政委員会できめるのでありますが、その数字も、千五十億を見積りしたときの根拠とこれとは、そう開きのないものがございますから、形式的にはいかにも規則があつたようになるのでございますが、実質的には大体当初予定しておりましたと同じような配分になるものだと考えております。

○床次委員 結局教育費を中心としたしまして、本年度の交付金によつて、内容が低下せずに済むのだという確信が得られる程度の具体的な材料を、重ねてこの機会にお願いいたしまして、一応私の質問はこれでもつて打ち切らせていただきます。

○本多國務大臣 これは四千八百億という地方財政計画の見通しに誤りがないといいたしますと、大体財政需要額に對する収入不足は千五百億と一致する性格のものでございます。そういう性質のものでございますが、実質單位當りの單位費用を法律でもつて算定いたします場合には、その單位當りの決定の仕方によつて違つて参りますから、従つて税法の税率等も変更になる場合には違つて参りますから、また違つて来る面も生じようと思ひますけれども、本年度はそうした基準が法律として既に間に合いませんので、財政計画の上から平衡交付金の總額を見積つてあるといたして、これはやむを得ないものと存じます。さらにまたすべての行政費などの程度に緩和されるか、教育費などもはたして緩和されるかという

お話であります。この八百億程度は財政計画において補充されておりますから、その範囲内においてどの方面にも緩和されることと考えております。

○床次委員 ただいまお言葉がございましたが、そういう趣旨で参りますと、結局財政委員会等でもつて、変則的ではありますが、意見を述べて、大体これが町村の実情に合うように運ばれることと申すのであります。これは政府の予想の通りかもしれません、もしもその予想が違ひましたときには、不足の金額が出て来る場合がある。結局追加予算が必要とするということにならうと思ひます。午前中支那委員会でも質問がありましたが、財政委員会がいよいよ單位費用あるいは測定單位等の計算によつて多少不當だ、少な過ぎる、もう少し増額を要するといふような意見が出て参りますと、總額において増加を要するということにならうと思ひます。この点は政府においても当然追加予算ということが一顧のいかんでありまして、追加予算を必要とするのではないかと。今日から当然これは予想するもやむを得ないことだと私も考えておるのであります。この点で大臣が御答弁になりましたから、重ねて御答弁はなくても結構でございますが、当然追加予算は私には必要だと考えておることを明らかにいたしたいと思ひます。

○池田(重)委員 先ほど大臣が、平衡交付金というのは財源を地方に與えることによつてだん／＼減らして行けるものだ。こつういふふうに言われまじければ、こつういふ考えの中、財源を地方に譲つて行けば行くほど、地方の財政というものがゆたかになると

いう考え方があつて思ふのですが、現実にそれはこつういふふうにはな／＼行かないと思ふのです。なぜならば、富たつたものがだん／＼中央に集中して来るのが現実でありまして、大資本は小資本をだん／＼駆逐して行きます。いわゆる独占資本といふものがだんだん大きくなつて来る。あるいは国家がこつういつた小企業を買上げて、こつうして国家資本といふものをだんだん大きくして行くとか、こつういふことになつて来るのが、現在の資本主義の原則なのであります。財源といふものは、そう無制限にあるものではない。その財源がある一部の者に集中されるか、あるいは中央に集中されるか、こつういふことになりまして、大衆の生活はますます窮乏して来る。その上にかける財源、これが地方に委譲されて来るというふうなことになるのじやないか。つまりない財源をむりにつくり上げて、こつうしてこれを地方に與える。だからこれはとれない財源で、結局大衆の生活に困窮するといふことになるのではないかと。こつういふふうには考へられないのであります。その点いかがでございますか。

○本多國務大臣 財源を地方に委譲するといつても、現実は東京等に集中した財源が集中して来るのじやないかと。いふ意味に御質問になつたように思ひますが、地方税の面におきましては、東京その他の大都市も、すべて地方税の財源でございます。これはこつういふ御意味でございまして、もう一ぺん御考慮願ひたいと思ひます。

○池田(重)委員 そうじやない。富が現実に少数の者に集中して来ているのではないかと。たとえば戦後農村の預貯

金というものが、非常に激増いたしましたけれども、現実に最近急激に農村の窮乏といふものがはげしくなつて来ておる。労働者の給料といふようなものも、戦後はストライキその他労働組合の自由などが與えられまして、三、四倍といふような賃金値上げがだん／＼通つて行つた。中小工業業者も、戦後はインフレーションによつて相当潤つた過去の経験を持つておる。ところが現実はどうかといふと、農民は窮乏しておる、労働者も窮乏しておる。中小工業業者も、今倒産の寸前にあるといふことは、これは何かといふと、富が一部の者に、一箇所に集中しておるといふ事実じやないか。それはたとへば国家財政の面からいひましても、とにかく千二百億に上る膨大なものを、債務償還として金融機関に與えておる。こつういふ事実からいひても、富といふものはとにかく一部の者に集中しておるといふことが言えるじやないか。一部の者に集中して、現実に貧乏になつておる。富がどんどん縮小しつゝあるといふ事實は、これははつきり認めなければならぬ。こつういふことは、これはこつういふこの貧乏の大衆から取上げる税金、こつういふことになつたのじやないか。たとへば固定資産税をかける。なるほど土地といふものは、これはたとい百姓が貧乏になつても農村にございまして、東京に集中して来たりおる。しかしながらその土地に税金をかける場合、あるいは家屋に税金をかける場合でも、その農民がゆたかであるならば、それは家屋に住まつておる者、家

屋を所有している者の所得が潤沢であるならば、何ら痛痒を感じないであろうけれども、貧乏であるといふことによつて、その土地に税金をかける、家屋に税金をかける、あるいは自転車に税金をかけるといふことが、これは非常に苦しい状態に立ち至つて来るのである。だから地方に財源を渡すと言つても、所得税といふものをこつういふ地方の財源として、だん／＼渡して行くといふならば、これは考へる点もあつた。こつういふことは、所得税は国庫が徴収しておいて、こつうしてその他の財源、あるいは固定資産税とか、こつういふものを地方に委譲するといふことは、これは大衆の生活に困窮するのではないかと。こつういふことを言つておるのです。

○本多國務大臣 御意見は、税金のとり方の問題ではないかと思ひます。つまり負担に應じた税をとるべきであるといふ御趣旨ではないかと思ひます。これは私も同意的に思ひます。わが国の現段階においては、今同中央地方を通じて改革いたしました税制、この税制が最も妥當ではないかと考えておる次第でございます。所得税そのものを委譲しない限り、地方税においては負担に應じないではないかといふ御意見は、まことにこつういふことと存じます。これを全面的に委譲するといふようなことは、各地方団体間の財政調整の平衡交付金等の支出にも支障を來す。また今日のわが国の行政規模におきましては、中央といつても、御承知の通りの予算を要するような事情でありますので、こつういふことは今日行かぬと存じますけれども、しかし今同中央のとりまする所得

○池田(峯)委員　そういたしますと、今後たとえば平衡交付金を少くして、そうしてあなたの方の言う、住民が、税金が何に使われるかを知るといふ必要を感じるから、地方自治に対する関心を高め、地方自治を確立して行くという意味において、平衡交付金というものは、だん／＼なくして行つた方がよいという考えだと思ふのですが、先ほどの大臣のお話から行きましたが、それでは財源を地方に與えて行くという場合には、一体どういう財源を地方に與えて行つたらいいか。その点どういう考えを持つておるのか。現在の地方の住民から考えまして、税金としてとられるものは、もうほとんど

○本多國務大臣　平衡交付金をなくするといふように、全国の地方団体の財政の均衡がとれるようなことは、なかなか期待できないことだらうと思ひますので、むしろ私といたしましては、その平衡交付金によつて、地方の財政の調整は、できるだけものを中央で確保しなければならぬ、かように考へております。さらにたいまのこに

るでは、この税制で中央地方の配分が適当であると考えておりますが、その上では地方に財源を付與する場合に、いろいろな税目を考慮するかというお話しにつきまして、今たちにお答えすだけの研究、結論に達しておらないでございます。しかし一方法を考えたといひましたならば、まさに御期の趣旨に沿うものでありまして、国においてさらに行政機構その他事務の素化等をやりまして、所得税を軽減する。そうして市町村民税の中の所得というものを、市町村においてよけとつても、納める人もつらくないというよりな方法によつて、財源委譲がきつてということが考えられます。

○本多國務大臣 從來そういふふうな
思想が強かつたように思いますが、そ
の結果は、何もかも国費でということ
で、中央の財政に依存する。中央の財
政に依存する結果は、中央で多くの税
をとらざるを得ないということになつ
て、これが地方の財政的自治の發達を

阻害してゐたのではなからうかと思はれるのであります。今回不慮の災害等は全額国庫負担とし、さらにまた普通徴の状態において地方行政を運営するための経費は、みづからとる税でまかなつて、さらに国庫の交付金等によつて満たされるわけでありますから、このいう方法によつて運営して行つたならば、従来のような弊害は是正されて行くものであると考へております。

○池田(肇)委員　それで教育費の問題ですが、この原案によりますと、道庁県の教育費の測定単位、それから市町村の教育費の測定単位というものは、大体同じような単位基準で定められ、ようであります、全体の教育費の中

○萩田政府委員 先ほども御審弁いたしましたように、大体八百億の教育費がございますが、うち六百億は道府県で、二百億が市町村でございます。

○池田(肇)委員 そういたしますと、

それは現在の義務教育費国庫負担法によつて、そういう配分をやられるわけですか。そうじゃなく、道府県の六百億という費用は、先生たちのどういふ部分をまかなうための六百億なんですか。これがはつきり報告されているかとございますか。ひとつその点を。

聞かせ願いたいと思ひます。

○本多國務大臣　これは法文化され
ものではございません。財政計画上、
体八百億が教育費であります。そ
教育費の地方の総額は、道府県の分が
六百億、市町村の分が二百億という割
合になると考えております。これは
政計画であります。ただいま義務教
費の国庫負担ということについてお
がありました。本年度から義務教

費の国庫負担ということとはやらない
えでございます。廃止する法律案は
標準義務教育費法案の附則として提
する予定でございしますが、これがも
遅れました場合には、この義務教育
国庫負担法は、その廃止が国会でき

○萩田政府委員 義務教育は市町村の負担において行うという法律がございます。そのうち教員の俸給等につきましては、道府県において負担するとい

う法律がございますから、たゞの目録
負担法が廃止になりましたも、その法
律には影響ありませんから、明瞭な根
拠がございます。

○池田(峯)委員 もう一つは、今度地
方総合開発計画ということで、地方の
計画を方々で行う。たとえば都道府県
など、一つのブロックで行うという計

画があると思うのです。現に只見川がとか、いろ／＼方々にそういう計画があるが、民間の資本、あるいは地方の財政からでも出し、一部国庫負担も加えて、そういう計画を遂行して行くという場合に、平衡交付金もそういうものの中に増額交付するという用意あるかどうか。それをお聞きしておきます。

ますのは、字のごとく総合の計画でありますから、中に含まれております川改修、あるいは道路のそれらの政が、この平衡交付金の基進行政政の中に入ります限り、平衡交付金の中

象になるわけでありませう。

○池田(兼)委員 そういたしますと、十二條による測定單位を補正する十三條の項目の中には、そういうようなことは書いてないようでありませう。一つのプロットで特にそういう地方計画をやる場合には、平衡交付金を増額するといふ補正の措置はないようですが、特に平衡交付金を増額交付する用意があるのかどうか。

○秋田政府委員 その県が総合開発計画をやるとかやらないとかいうことによりまして、平衡交付金を多くしたり少くすることは適當ではないと思ひますから、全然含んでおりません。ことに総合計画の中心であります發電計画のときは、いわゆる公企業的なものでございまして、税負担になるべきものではなく、独立採算のできるものでございまして、そういうものは全然計算の中に入りません。

○池田(兼)委員 もう一つそれに關連して、たとえば別府國際觀光溫泉文化都市建設法、伊東國際觀光溫泉文化都市建設法というようなものができておりますが、こういうものに特に平衡交付金を出すという用意がありますかどうか。

○秋田政府委員 考えておりません。

○池田(兼)委員 もう一つお聞きしたいのです。それははなはだ重大なことなんです、この間地方へ参りましたところが、何でも自由黨のある代議士さんが、お前は共產黨などと同調してやつていふと、平衡交付金を減してやると、ある市町村や町會議員さんにそういう放言をされたわけなんです。たいへん驚きまして、そういうことがあつたのですかと私に聞いた。この間青森

県の方へ参りましたら、青森県の知事さんが自由黨にお入りになつた。それは何でも平衡交付金の今度の暫定支拂いが、宮城県に四億幾ら来て、青森県は一億幾らしか来ておらぬ。青森県が民主黨だから、そういうふうになつて自由黨へ入つたのだ。あるいはまたさういふふうには平衡交付金が少しか来ないから、そこで今度りんごの復活をどうしてもやりたい。昨年いふ／＼むりしてりんご税をやつておつたのだけれども、今年もまたりんご税をとれるようにお願いしたい、こういう運動が起つておるようでありませう。そこで私はこの平衡交付金がそういう不公平に支給されるというのではない、政府に対して嚴重に要求しておきたい。ところでやうと思はれておるやうなもの、これはきわめて算定困難であつて漠然たるものでありませう。附加価値税にいたしまして、また今度世界中心でもやつていらない税金ですから、それが幾らとれるかといふことは、やつてみなければわからない問題であります。捕捉困難でありますし、固定資産税などというものは、陳腐化の度合いとか、あるいは数箇市町村に影響を及ぼす固定資産に對しては、財政委員会がこれをきめて、また配分する。こういうやうなことで、すから、いわんや今恐慌が押し寄せまして、中小企業や何かばた／＼と倒れていふといふ、こういう状態で、税がどのくらい確保できるものかといふ見通しは、きわめて困難であります。こういう困難な條件下において、ある県に對しては財政収入額を多

く見積り、ある県に對しては財政収入額を少く見積る。こういうことをやりますと、平衡交付金の多寡といふものは、自由自在に机の上であつて、防正するための保障は、この法案には何にもないと思ひます。そういうことをわれわれが研究し、これならさういふ不公平がないといふことを保障できる條文は何一つないと思ひますが、いかがでございますか。

○秋田政府委員 平衡交付金の全体を通じて、今おつしやいましたような心配を極力防止するためにできております。それからその地方団体の行政を何かがやつておりましたら、別に平衡交付金の額に對しまして、そのために差額が生ずるようなことはございませう。しかし何かがやつておりましたら、健全なる財政の計画もなしに、でたらめな金の使ひ方をいたしましたり、とるべき税金をとりません場合は、平衡交付金を取上げるといふ地方財政法の規定がございませう。それから青森県と宮城県でございませうが、配付税の比較がございませうが、これは從來青森県におきましてりんご税をとつておりましたために、それだけ少かつたのでございまして、今後は平衡交付金法においては、かような法定外独立税のことは全然考慮に入れませんが、その点は改まることになると思ひます。

○池田(兼)委員 今財政委員会のあれで、とるべき税金をとらない場合には、平衡交付金を取上げる。さういふふうにお聞きしたのでありますが、とるべき税金といふのはどういふことですか。

○秋田政府委員 地方税法において定

まつております法定税目でございませう。

○池田(兼)委員 私が不公平になるだろつと言ひましたのは、附加価値税といふやうなもの、とるべき税金であるか、とらざるべき税金であるか、どこへ行つたつてともこれを完全に掌握し得るやうな税金じゃないのです。固定資産税もやはり私青森県へ行きましてあれども、あそこ昔の戦争中に使つたドックを、函館船渠株式会社に賣つたのが、これはもと海軍の使つたものですが、それを使つて造船や船の修理をやつておられますが、ああいうふうなものは、昔でさえ何十億といふ金を出してつくつた固定資産です。ああいう固定資産を國から借りてやつておるのでありますから、おそろくこれは固定資産税がかかる。さういふことになつておると思ひます。さういふものが遊休しているといふやうな場合には、これははからないといふことになる、固定資産税といふやうなもの、あれにははからないで、これにははかるといふやうな措置が、財政委員会として幾らでもできるものでありまして、さういふ観点から言ひますと、附加価値税にしても、固定資産税にしても、どこからどこまでがとるべき税金で、どこからどこまでがとらざるべき税金であるかといふことは、これははなはだ算定がむずかしいのではない。その対象となるものも漠然としておりませうし、それは見積り額といふものも漠然としておりませうし、どこからどこまで漠然としておるのでありますから、財政委員会が全国の市町村全体の固定資産にわたつて、これを一分一厘の間違

いなく査定するといふのはできつことはない。これをやや適正に近い程度に掌握し得るかといふと、これはむずかしいのではないかと、これは考へるものであります。さういふ場合に、一方においてはたんぼとか畑とか家屋とか、さういふたやうなものは掌握が簡単でありますから、さういふ点で算定されまうと、ある市町村と他の市町村に對しては相當財政収入基準、財政収入額といふものの差が出て来るのではないかと、不公平が出て来るのではないかと、不公平が一部運動によつて、この不公平をさらに拡大してやうと思ひます。これもできるのではないかと、それを防止する何らの保障もない。さういふふうな考へるのであります、いかがでございますか。

○本多國務大臣 いさ／＼前提のもとに、不公平が生ずるやうな場合がある、それはぬかといふ話でございませうが、その前提のもとならば、不公平の場合を生ずることがあるかもしれませう。しかしただいまのところその不公平を防止し、適正に行はせるためのこの制度と、地方財政委員会の機構でございませう。これをもつて得る限り、これを適正に行はせるという趣旨でございまして、いづれの行政事務にいたしましても、もしその裁断を下す立場にある者が、不公平なことをやうといふ心を持つていふ者だといふことを前提にした場合、行政事務はまつたく保障されないことになるとあります。けれども、これはその人の問題にいたしましても、政府といたしましても、地方団体といたしましても、でき得る限り地方財政に識見を有する公正な人

を選びまして、これを国会にも諮つて決定するわけでありまして、ただいまのお話の点はさらにこれをこうすれば、さらに不公平を防止することができるといふ名案がもし現われれば、また他日の改正の資料にでもいたしたいと存じます。さらに研究いたして行きたいと存じます。ことに平衡交付金における基準、収入基準需要を捕捉するという問題のごとき、今後さらに研究して、よい標準が見当りましたならば、そうしたものとらえるということに努めて行かなければならないものと存じます。

○藤田委員 要点だけをお尋ねしたいと思いますが、先ほど池田君の質問の中に、平衡交付金に關連した青森県知事の入党の問題がございましたが、これは自由党の政策に共鳴して入党したのであるというふうなわけ／＼は考へております。かつての同志として、その人柄に敬意を表しておりましたので、おそろしく主義、主張に共鳴しての入党であらうというふうには想像いたしております。

まず第一にお伺いしたいことは、六條の規定でございますが、毎年の交付金の総額を算定する基礎でございますが、この点に關しましては、ここに一応四項目にわけてやや詳細に明示されております。

（委員長退席、生田委員長代理着席）

しかしながらこの規定で参りますと、政党政府である限りにおきましては、おそろしく空文に帰するのではないかと存じます。まず財政委員会が必要資料を集めまして、翌年度の交付金の総額を決定いたしましたして、内閣に勧

告いたしましたして、内閣がその総額を変更いたしましたような場合におきましては、おそろしくその総額を復旧させる方法はないではないか。政府即国会の多数党という議會政治の事情からいたしまして、これは單なる空文に終るのではないか。いまだ少し強く總額を保障する規定が必要ではないかと思つては、一定の稅收のわくを確保してありますので、私はこの交付金の總額に關しまして、國庫の歳入のある部分をわくとして確保するというような、法的措置をとる必要があるのではないかと存じます。年々この点に關しまして、政府對財政委員會の相當重大なる意見の食い違ひを來すのではないかと存じます。この法律の運轉上、いかにしてかかる弊害を除去されるお氣持でありますか、お伺いしたいと思つております。

○本多國務大臣 従来の地方配付税であります。國稅の一定割合を配付するということになつております。そのために地方の財政計画等が、一般社会の景況によつて、國稅が幾らあるかということに支配される結果、不安定なものになる。これらの事情について、は藤田さんがすでに御承知のことです。詳しくは申し上げませんが、今同六條の規定により、平衡交付金を地方財政委員會において算定した場合、これを最後まで確保せしめるの道を他に考へる余地はないかという御質問でございますが、これは政府といたしまして、でき得る限り地方財政委員會の意見は尊重したい考へであり、さらにまた地方の財政需要のう

ち、不足する部分は補填してやりたいという方針をもつて、全力を盡します。それでもなお全然意見の合致なかつた場合は、最後の國會できめていただく。國會の判斷が政党内閣である場合、政府の意見と國會の最後の決定とは常に符合するではないかということになりますと、政府によつて決定されてしまふようになりまふけれども、それは國會と政府とはやはり異なる立場で、独自の判斷をしていただくものという建前に立つてゐる次第であります。

○藤田委員 次に伺ひたいのは、交付金の總額を毎年國の予算で決定するということになりますと、國會で國の予算審議の途中において新年度が始まり、あるいは新年度直前に國會で交付金の總額がきまつたというふうな場合におきましては、地方自治体においては年間收入計画というものは立たないではないか。骨格予算を毎年編成するといふ弊害を生じやしないか。大体少くとも毎年一月ないし二月までに交付金の總額が決定しないと、地方公共團體におきましては、年間の全收入計画というものが立たぬのではないかと存じます。この点はいかにして補正されるか、お伺いしたいと思つております。

○藤田政府委員 もちろん國會におきまして、予算額が最後の決定いたしましたものと、的確な個々の団体に対してする配分額も算定できないわけでありまふ。しかしながらこの法律全体をこらんにしましておわかりになります通り、基準財政需要より基準財政收入の算定方法は、今年はだめでございまして、二十六年以降は、すでに出ております法律なり規

則によりまして、各団体みずから算定することができるようになつております。従ひましてその差額は一應交付金をもたらへるという計算が自分で立ちますから、この点におきましてはかえつて前の配付税より進歩したものと考えております。もちろん的確なことは、予算が通りまして、正式に財政委員會におきまして交付金額の算定をいたしましたものとできませんが、今申しましたように、大体の見当はつくようになりまふから、その予算編成に困るようなことはないと思つております。

○藤田委員 第五條の最後の項目に、基準財政需要額の中に含まれる経費にかゝる地方行政に關係がある國の行政機關が、資料を提出することになつております。そうしますと提出された資料に關しまして、財政委員會は大蔵省と同様に資料の査定ができるかどうか。この点をお伺いしたいと思つております。たとへば百億という資料が出た場合に、これを八十億に査定する、あるいは百二十億にする——ふやすことは大体予想されませんが、査定権ありやいなやということをお伺いしたいと思つております。

○藤田政府委員 交付金の總額を算定いたします最終の責任は、もちろん財政委員會にあるわけでありまして、この五條の五項の規定も、財政委員會が必要と認めた場合に資料の提出を求めることができるようになつてゐるわけでありまして、積極的にほかの役所から財政委員會に對しまして資料を出して、これによれというふうなことは言えないわけでありまふ。従ひまして、受取りました資料につきまして、財政委員會は十分に検討いたしま

して、自分が適當と認める数を基礎といたしまして、交付金の總額の見積りを内閣に提出することになります。

○藤田委員 この法案の古い案によりますと、交付金を都道府県と市町村に區別しておりましたが、むしろはつきりと區別して、地方税と職を一にした一つのわくをつくる方が、すつきりするのではないかと思つて、本法におきましてはその區別が除去されてゐるが、何か特別な理由がありますかどうか、お伺いしたいと思つております。

○藤田政府委員 初めそのようなことも考へておりましたが、その場合も配付税のときのやうに、何分の一をもつて道府県に配分するというふうには頭からきめませんで、やはり個々の財政需要と財政收入との差額を計算して、その積んだものをもつて道府県分と市町村分にするとするやうな方でございます。この最後の案のようにかわりまして、そう大した違いはないと考へております。

○藤田委員 お答えでございますが、少くとも市町村のうち、自治法百五十五條による都市は、何か一般の市町村とは別扱いにした方が、すつきりするのじやないかと思つて、この点將來において、ぜひとも考へ願ひたいと思つておりますが、お答え願ひたいと思つております。

それと十二條、十三條に關連しまして、先ほど池田君からも御質問がありました。たとえば國家の權威によりまして、昭和二十三年安本、二十四年建設省で、全國の十地区を總合開發特別地区に指定してゐる。あるいは厚生省におきましては、國立公園地区を指定してゐる。こういうところにおきま

障を来さないという程度の「必要且つ充分」であるという意味でございませう。

○立花委員 一銭一厘というような計算は、おそらく国家財政の計算にはないと思ひますので、そういうことはもちろん常識外の御答弁だと思ひます。それよりも実質的に「必要且つ充分」という言葉が、どういう拘束力を持つてゐるか。たとえば政府が、あるいは地方財政委員会が総額をお見限りになる場合、あるいは交付金なる場合、どういふ実質的な拘束力を持つてゐるのか。あるいは国会が財政委員会を出したものに基いて審議したします場合に、国会に対してどれだけの拘束力を持つてゐるか。この点をはつきりしておいていただきたいと思ひます。單に形容詞であるか。実質的にどういふ拘束力を持つてゐるか。これをはつきりしていただきたいと思います。一銭一厘という問題ではありませんが、そういう實際の行政をおやりになる場合の、この言葉の持つてゐる効果をお尋ねしておきたい。

○本多國務大臣 平衡交付金算定の方法は、「必要且つ充分」ということを目標に、各條文の條項によつて算定せられます。その算定せられた金額をもつて、「必要且つ充分」と言い表わしてゐるわけでございます。

○立花委員 そういたしますと、それと異なつた金額が国の予算で定められます場合は、この法文は訂正されなければいけないのかどうか。その点をひとつ承つておきたいと思ひます。あるいは不足の部分は、追つて措置をしなければいけないのかどうか。その点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 国会で政府原案の平衡交付金予算が増額される場合、あるいは減額される場合があるでございませう。その場合国会におきましてその減額、増額された修正の金額が、「必要且つ充分」な額と認められたものと考えます。

○立花委員 それから特別平衡交付金の問題でございしますが、特別平衡交付金につきましては、あまり今まで触れられておりません。と申しますのは、配分の基準もわかりませんし、それが足りなくなつた場合にはどうするかという点もわかりませんし、どういふふうにして出すのかという点もわかりませんので、こういう点をはつきりしておきませんか、百五十億という金の使途が、まづたぐりわからないということになるのでございしますから、この点を具体的に御説明願ひたいと思ひます。たとえば特別の需要と申しまして、これは一箇年を通じて見ましても、国家全体で、一万の町村でどれだけの特別の需要が起るかということがわからないうちで、これをどういふ基準に従つて、どういふ順序で渡して行くか、あるいはそれが足りなくなつた場合にはどうするかという点を、はつきりしていただきたい。

○本多國務大臣 これはまことに困難なことではございまして、大体この一割程度の特別交付金を保留しておきまことにございまして、不慮の災害等によりまして、この場合の財政調整に充てて行く、こゝういふ次第でございまして、この平衡交付金を算定した後には生じた事情による、負担の増加の緩和に充てて行くのであります。従つてあらかじめどこにどういふふうにするかということとはき

めにくい問題でございします。

○立花委員 それでは困ると思ひます。そうすると先にとつたら得たといふことになりまして、あとの方で災害が起りましたも、なくなつた場合にはもらえないということになる。そういうでためなことは困るので、はつきりしていただきたい。

○本多國務大臣 これはお話の通り、年間を通じて、総合的に計算しなければならぬと思ひます。従つて一月までに起きました事情について算定をいたしまして、二月に交付いたします。さらに二月、三月分については、次年度にまた持ち越すということになります。

○立花委員 その基準はどうなのでございしますか。交付の基準は何もきまつていないのですか。

○秋田政府委員 これは非常にいろいろな事情がございしますから、法律でもちましてそれをきめてしまふことはできません。従つて法律では「測定単位によつては捕まへず、難い特別の財政需要」これが一つ。もう一つは、その算定の期日後に生じた新たな財政需要、つまりたとへば災害など、こういう二つの大きな項目によりまして、交付することになります。

ますので、絶えず置かなければならぬ金になるのでありますから、ここに大きな矛盾があると思ひます。特別の問題はいつでも起りますし、それはいつの年も予測できないから、いつの年でも特別交付金を置かなければならぬと思ひます。ここに政府の言つておられることと、御説明になつてゐることとに矛盾があると思ひますので、はつきり御説明を願ひます。

○本多國務大臣 特別交付金の制度を、ただいま提案いたしておりますよりな形式で実行いたしますのは、二十五年、二十六年の暫定措置でございしますが、そのような制度をその後もどういふふうに通算して行く方がいかにという点につきましては、その間に研究をいたしまして、恒久的な制度をさらに続けて立てたいという趣旨でございします。

「生田委員長代理退席、委員長着席」

おそらく二十六年以降におきましても、平衡交付金を算定いたしました後における事情によりまして、そうした特別交付金のような制度による、やむを得ざる調整の必要があることと存じますので、その後の制度につきましては、その後決定をいたしたい。とりあえず二十五年、二十六年は、そのうした制度に對する制度として、そのような方法で行きたいという趣旨でございします。

いになるのではありませんか。その点をお伺ひしたい。

○本多國務大臣 自由党の機密費ではございませぬ。

○大矢委員 時間が迫つておりますから、ごく簡単に私から質問申し上げたいと思ひます。私はこの説明があつた直後に、この法文の中にしばしば「表われておる」「規則」という文字、大体草案でもけつこうだから出してもらいたい、こう申したのであります。最も重要な補正、あるいはまた市町村長が資料を提出するということを、規則で定める。こういう場合にいかなるりつばな法律ができましても、その運営の基礎となるべき規則が、大体アウト・ラインだけでも出ていなければ、この法律はどういふふうに通算されるかわからぬから、非常に危険であります。それを私勝手に資料をしてお願ひしたのでありますが、いまだに出てないようでありまして、しかし答弁を聞いておりますと、自主的な民主的に選ばれた委員会の意思というものを尊重する。しかもそこがこしらへるのだから、信用してもらいたいということでありまして、今までの法文の中で、その委員会を特に尊重するといふ法律の字句まで入れてあるにかかわらず、その委員会の意見がしばしば無視されておる。これの一番いい例は人事院の問題、人事院の意見は尊重すると書きながら、しばしば無視されておる。しばしば尊重されておらない。もちろん占領下にあつて、なか／＼困難な事情もよくわかつておりますが、しかしもしそういう事情があるならば、法律の中にそういう字句を規定しておきなうが尊重しないといふことは、法の權威にかかわる。法に

対する憲法精神が人民になくならないことを非常勤に要するのではありません。この法案のねらいとするところは、説明にもありますように、配付税にかわるべきものであると同時に、努めて地方自治団体の先ほど問題になった「必要且つ充分」なるということであり、その大旨の説明により、まず「豊富潤沢なる」と第一に述べてある。「必要且つ充分」ということは、このことと異なる。これをやろう。従つてこれはもうことであるから、地方は喜ぶに違いない。できるだけ早く私たちが通したい。しかしその内容を見ますと、実にわれわれは安心できない。はたして大臣の説明の通りに実現をするかどうかということは、はなはだ疑わしいのであります。私はごく簡単に、法文に表われたその字句について、あるいはわれわれの解釈について申し上げたいのであります。第三條であります。第三項に「常に各地方団体の財政状況の確かな把握を、」的確な把握に努めてこそ、初めて公平にやり得るのであります。これは最も重要なことである。ところが委員会の構成というものは、ごく少数の人員しかありません。さらに加えてこの重要な五人の委員は、非常勤であります。自治庁が今日まで、従来内務省があれだけの手を打つてなかく手が届かないで、完全に把握することができないにかかわらず、この法案の三條には、自治の実情を完全に把握することに努めて公平にやるということであり、この委員会の構成、委員長は非常勤、こういうことではあります。この委員

会の構成、委員長の非常勤、こういうことから考へて、それが完全に行われらるかどうかが、結局は空文に終つて、実質は先ほど来しばしば問題になり、結局は表面だけをそういう形式を整えるだけにすぎないのではないか、こう思いますが、構成並びに委員の非常勤、この数において、地方自治体の財政を、はたして完全把握することができ、自信があるかどうかということ、まずお聞きしたい。

○本多國務大臣 前段の御質問でございしますが、しばしば委員会等の意見が、政府の意思によつて曲げられる場合があるというお話でございしますが、これは平衡交付金の法律で定めてある場合の事項を政令等でやりますと、まさにその通りになるおそれがございします。で、実は法律もしくは地方自治委員会の規則、かようにいたした次第でございまして、地方自治委員会が法律の定める権限に基きまして、立法行為を自主的にできるといふ精神でございまして、そのできる範囲内において、政府が尊重するものでもないの、でございします。勧告とかいふような場合には、政府がそれに反対の場合には、これは国会までかかるのでございしますけれども、自主的に立法のできる範囲内におきましては、規則はまづたく私には、政府の圧迫とか、国の意思の圧迫により曲げられるということがないように、自主的に運営できるものだと考へております。

さらに委員構成の問題でございしますが、これはお話によりまして、非常勤というように解釈していただけるようではあります。実は非常勤であります。た

だ特別職である点において、一般公務員と違つただけでございまして、常勤の特別職であります。五名をもつて、全国の市町村の財政状況をことごとく自分で把握できるか。これはどういふ場合でも、責任者はそういう立場に立つてございしますが、スタッフの問題でございまして、ただいま御説明申し上げましたように、専門的な職員を相当数置くことによりまして、それを通じて十分調査はでき得ると考へております。

○大矢委員 相当数の専門者を置くということではあります。私も参考資料から見ると、二十五人くらいである。参考書類に明らかに非常勤と書いてある。今非常勤であるということであるが、市町村代表でありますから、市町村の現職にある者が選ばれて来るものと見なければならぬ。その人が非常勤をやつて、それで市町村の代表が務めるかどうか。どこからか修正意見が出ておつたようではあります。はたしてそういう非常勤ができるか。非常に人が少ない。それからいふゆる勧告を無視しないといふことを申し上げましたが、第六條に「翌年度における交付金の総額を算定し、これを国の予算に計上するよう」に内閣に勧告しなければならない。内閣に勧告するところが内閣がこれに應じなかつた場合には、それと同時に同じものを国会に内閣を通じて出すというのであるから、出したからといつて、そういうことを聞かれないと、は限らない。なぜ私がこつこつとこつこつと言ふかといふと、今までの運営の方法が、そうでないからである。従つてこれは勧告といふことがあつても、結局は聞き及ぶ。それによつてかわつたこ

とをなし得ないものという今日までの想像で、特に頭を上げて申し上げた。それではそうしなすと言へばそれまでのことでありまして、今後の運営いかんによるのでありまして、これ以上言いません。

次に先ほど問題になつた地方の自治権といふものを非常に尊重するといつておきながら、ここには特に六大都市をのけた地方の市町村に向つては、知事が審査権を持つておる。これは第五條であります。都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、意見を付けて委員会に送付しなければならない。こつこつとこつこつとこつこつと市町村は直接委員会ではなくて、都道府県の知事に向つてこれを提出し、審査してもらつて、さらにその上に委員会が審査してもらつて、これまた審査でありますから、更正することもできる。むしろそれに対しては更正する意見を加へ、市町村に通知しなければならぬと書いてあります。が、事務的の権限は必要かもしれぬが、こつこつと知事にどうして一体こんな権限を與へ、複雑な審査までして、審査の変更の更正権まで與へるといふことは、それがはたして先ほど言つた地方自治体の尊重であるか。ほんとうの地方の自治権を尊重しておるゆゑんのものかどうか。こつこつとこつこつと地方自治のためになほは遺憾に思ふのであります。どういふ実情からそうしなければならぬのであるか。もちろん最近の府県知事は公選によるのでありますから、それは前とは違つていふような考へを持つておられるかもしれませんが、しかしながら二重監督を受けるということには間違ひありません。

ん。そういうことで私はぜひともこつこつこつこつ、今後においても應ずべきだと考へております。特に審査権、更正権、さらにこれに対してこつこつ市町村に向つて、二重監督の支配をやるということについての政府の考へ方、また実情を私はお聞きしたいと思ひます。

○本多國務大臣 地方財政委員会の職員数は、百名を越えます。それからどういふわけで指示をして、第一段階において資料の収集機関に用いるかという点であります。支配するといふやうなことであります。まことに弊害がございしますけれども、全国の市町村の数は一万を越えますので、直接これの資料を集めますといふことも容易でありませんので、一旦知事のところまでまとめてもらつて、地方財政委員会に提出する。その際知事があやまちであるといふようなことを発見いたしましたときには、一席下見をして、意見を付してもらつていふわけでございます。決して知事が数字などを更正するとか、変更するとかいふ権限を持つておるわけではないのです。

○大矢委員 それでは今の答弁のようにな、ただ事務的に援手、それから事務的な間違ひについて訂正するのであつて、決してそういう支配とか、あるいはまた監督とか、その委員会でも更正するやうな意味ではないといふやうに私どもも了解し、解釈いたします。

その次に先ほど申しました内閣に対して勧告するといふことであります。これは勧告でありますから、もちろんそう強制力は持つておられないと考へます。あるいは特にそうした委員会の性質上、当然尊重すべきだといふの

でありますから、相当に重要に扱われると思ひますが、先ほど申しましたように、今までの取扱いから行きますと、しばしば疎略されておるのであります。その点は特にこの法案の性質、しかも非常に利害関係の大きい財政の問題でありますから、特に私はこの法案の精神を、あるいは大臣の説明を生かすためにも、これを十分に運営の上において考慮されたいということを申し上げたいのであります。

それから次に第五條であります。先ほど申しました市町村長は規則で定めるところにより、これを都道府県知事に届けなければならぬ。あるいはまた、たゞいま申しました都道府県知事、特別市の市長は、規則によつて資料を提出しなければならぬ。この提出の時期は、まだ規則がないからこれ以上申しませんが、これをいつごろまでに提出しようという規則をつくる場合、自治庁の方はその期間をどれくらいと見ておるか、御説明願ひたい。というのは、算定を四月一日ということにしておられます。四月一日を算定の基礎とするという事は、あとで法律に出ておられますが、その資料の出る期間をどれくらいと見ておられるか。これは規則がないのですが、その点を一応お伺ひたいします。

○萩田政府委員 これは一年に大体二回になると思ひます。と申しますのは、前年度におきまして、国の予算をつくります前の資料でありまして、こういったものはきつめて簡単なものになつておるのであります。それから第二は、実際の交付にあたりましての資料であります。これは大体四月一日で交付いたしますが、前年度の決算等が

相当重要になりますので、やはり五月の出納閉鎖期を過ぎてからでなければできないと思ひます。それ以後におきまして、八月ごろに大体の決定をいたしたいと考えておりますので、大体その時期くらいまでに資料の提出を求めるところに相なると思ひます。

○大矢委員 たいいて地方自治体では、年度がわりは四月でありますから、十二月から三月にかけて地方議会が開かれるのです。そこで予算を編成する。その予算の編成にあつて、交付金をどの程度に算定するかということが重要であります。これは前年度に比べてやるのであります。最近のような変動の多いときには、これは非常に困難なことで、勢い向うとすればつとめて大きい数を希望し、あるいは予算もそういふようなことを考慮に入れて編成する。そのために実際問題として、確定する予算を把握するに困難なのではないか。特に四月の一日を基礎として、来年八月三十一日以降にこれを支給することは、実際問題として地方議会なり、あるいは予算の上で非常に困るのではないかと。今年は暫定措置としてどういふことを行ひお考えであるか。特に前年度に残る配付税の三百億というふうなもの、何らかの御考慮があるかというのをどなたか御質問がありました。そういうことでこの期日というものは、地方議会の運営にどういふ影響があるかというのを考慮に入れられたかどうか。それをひとつお聞きしたいと思ひます。

○萩田政府委員 この点も先ほどお答えいたしました。今申したような手続で、当該年度の七月以降になると思ひま

す。しかしながらその前に国の予算編成にあたりまして、総額を決定いたします場合は、この測定単位、これに對します補正係数、それから単位費用というものが法律のものでありますから、これがこの法律にもございまして、それに、一般に公表されます。従つてその地方公共団体におきましては、それぞれそれによりまして自分のもらへる交付金の額というものは、大体十二月ごろまでにはきまるわけであります。従つて、いまして地方団体が翌年度の予算を編成いたします場合には、その額を平衡交付金として計上することができ、また、その数字もおそらく実際に決定いたしましたので、そう狂ひのないものだと思ひます。予算の編成執行にさしあたりは、ないかと考えております。

○大矢委員 時間がないからごく簡単にしておきますが、いろいろ交付金の基準を定めるにあたりまして、税収入を百分の七十と押えておる。これは大体の平均をとられてどういふことをしたと想像するのですが、もしこれが非常にまじめにこの税率だけをとりとる町村があつて、これ以上率を多く徴収した場合、すなわち交付金が少くなる。結局そういふ全体のバランスから、収入と支出とのその差額について出すということになりますから、そういうことになりまして、非常に困難な事情もございまして、よくよくいへば、税の七〇%までとらなかつたところにはいけなく、非常に矛盾した結果になることを危惧するのですが、その点はないか。そうしてどうしてこれを七〇%に押えたかという理由を伺ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 税率の七〇%で基準

財政収入額を算定し、これをもつて平衡交付金算定の基礎にしております趣旨は、実はそこに三割というものの余裕を残しておきまして、これによつて地方の徴税意欲を考慮したわけでございます。本来ならば徴税額の一〇%をもつてやるべきが、ちやうど一致するわけでありまして、それとそこに自分のところでまじめに税金をとれば、平衡交付金以外にそれだけ財源がふえるという面、三割の余裕を残してある。かように考えていただけば御了解願ひと思ひます。

○大矢委員 それはよくわかります。それではもし百分の七十以上にとつて、そこに財政はよくなると思ひますけれども、それだけに収入が多くなつたのでありますから、交付金を算定する場合に収入がそれだけふえておる。勢い率としては少くなる。それとは関係ないことなす。これはいかによいといつても七十と押えるのだ、その差額をわたすのだということならばわかりませんが、しかし明らかに収入ということが算定の基礎に書いてあります。勢いそれが幾らとられたか、税収入が幾らあつたかということ、必ずそこに数字的に現われて参りますから、勢い七十以上としま。とれば結局それだけいへば平衡交付金を減らされる。結局住民が困るということになりますから、私はそういうことをせずして、それによらずに交付金を出すということならば、それはあえてさしつかえないが、そのことは間違ひありませんか。

○萩田政府委員 そうです。

○大矢委員 それからもう最後ですが、この点は実に今度の法律の妙味の

あるところで、もし不服があつた場合には、申し出たら聴聞をやる。ところがこゝでいつ聞いてもその通りなんですが、一体政府が認めておらなければ、さして聞きもしない。これは私はこのまま適用されると思ひませんけれども、一体自分が判決したものが間違つたら取消しますという、こういう聴聞の制度というものはありません。これは特別の機関がそういう聴聞をして、公平な立場に立つて判断するならば、この制度というものは非常にいいのです。しかし聴聞の結果、申出に正当な理由があつたと認めるときは、この決定の処分を取消す。だが悪かつたということが認められるか。自分のやつたことが悪かつたと認めるものはない。この規定をほんとうに有効に活用しようとするならば、特別な機関を設けて、ごく三者的な公平な意見、なるほど委員会の決定にはむかひがあつたといふことを、何らとられぬ立場に立つてこれを聞いて、正当なりと認めるのか認めぬのかいふことを決定するならばいいが、委員会が自分で決定しておいて、また認めるという事は、自分が間違つたことをやりますというところを前提に、こういう規則ができたのではないかといふことまで考えられるので、これらの制度というものに対しては私は反対であります。もしこれを徹底してやるならば、委員会にあらざる他の部門でもつてこれを聴聞し、正当な理由があつたと認めた場合はこれをやる。自分でやつたことを正当でないと認めるという事は、なか／＼困難です。これはひとつさういふことは別な機関でやるか、あるいは委員会では異議の申立てがあつたときにやる。そ

○本多國務大臣　道路費に全然出さな
いでもと言われますと、そうは行かぬ
と思ひますけれども、この基準財政需
要額の平衡交付金法による算定には、
全然とらわれないでいい趣旨でござい
ます。まづたく自由に、最も重点的に
この予算を使つてさしつかえないとい
うことであります。

さんだ。お前これでしんぼりしておけ、これで充分だという意味の充分ならば、政府のおつしやるように、まさにこれは「必要且つ充分」ということになるのですが、ほんとうに地方財政の苦しい状態というものを客観的に見て、この状態においてはこれくらいはやらなければならぬ、これくらいは必要だし、これだけあれば充分だという意味に行くと、おそらくそういうぐあいに出て来たものが勧告になつて、また政府がどうしても自由にできるといふ考え方からすると、ぶつかる。これはどんなに御説明になつても、必ずぶ

つかる。だから私は、こんなに一必要
且つ充分な額」をやるのだなどとおつ
しやらずに、いつそのことはつきり
と、必要であり、かつ適當であると思
う額までならやるといふようにお直し
になつた方が、これは議論のできる余
地を残して置かれて、非常にいいのだ
と、こういうふうに思うのですが、こ

の点とういうお考えか……

○本多國務大臣　これはただ表現の相違にすぎないと思います。充分な額ということと、適当な額ということとは、全然内容は同じであり、ただ表現の仕方が違うだけで、充分でない額は不十分な額でありまして、不充分な額は適当な額でないと考えます。表現の相違であると考えます。

○塚田委員　まあこれはその辺にいたしておきまして、次に、補正係数の間隔であります。次に、補正係数の間隔でありますが、実際私どもは、ただこれだけの法律案をいただいて、まだ資料ができないとおつしやられたのでは、この法律案を安心して通すわけには行かぬのであります。ただ時期が迫っておりますので、やむを得ずこれ

は通さざるを得ないと思つておるの
あります。が、せめて第十三條の第四号
にあります寒冷度及び積雪度——これ
は私は、寒冷地帯、積雪地帯の人間で
ありますので、この補正係数が、こ
の前の費目、たとえば道府県の費目
にどういうふうな——どの費目には、
この積雪度もしくは寒冷度というもの
が影響するのだというようにお考えに
なつてゐるのか。それともこれは全部
の費目にやつぱり影響するのだとい
うようにお考えになつておるのか。その
点をひとつ——

○森田政府委員　建前といたしまして

同、各部に一律に適用するといふ考えでございませう。それらの費目につきましての係数を出したと思います。しかし大体全般的に見まして、四号の補正方法によるこれは、おそらく大部分のものに適用しなければならぬと思います。御承知のように使途に対しては、必ず寒冷地手当でございます。

とか、石炭手当というふうなものがついておるのでありますから、使途のある限りにおきましては、必ず差等がなければならぬと思います。物件費等におきましては、必ず寒冷地方におきましては、それだけ経費がかさみますから、大部分のものにつきまして、率は違ひますけれども、適用になるものだと考えております。

○塚田委員 それからまことにうかつな質問をいたしますが、その次の五号の「面積、河川の延長その他測定單位の基礎をなすものの種別」というものの基礎をなすものと書いてあるので、補正係数になると書いてあるので、すが、よく意味がのみ込めないのです。それをひとつ御説明願います。

○秋田政府委員 非常にまずい表現で

たといえば道路の面積なら面積で、それ
につきまして、国道と府県道と市町村
道との数値をかえるとか、それからた
とえば一般の面積でございしますが、
その中で山林と田畑と宅地をかえると
か、そういつた意味でございます。

○塚田委員 次にお願いしたいのは、
第十五條二項の基準税率であります
が、ここには基準税率というの、標
準税率の七〇％だというふうに書いて
おられて、しかしその標準税率は、地
方税法の第一條第一項第五号という標
準税率だと書いておられる。ところが

第一、標準税率を算入してあるものにおいては、標準税率の定義は書いてあるけれども、別に標準税率幾らということが書いてない。幾らと書いてないものの百分の七十というものが、何か数字で出て来るとは私には思えない。ところがここは基準税率の定義を書いたものではないに、おそろくわれ／＼はこの

て、確かに第一條第一項第五号では、單に抽象的に標準税率の定義を出しておるだけでございます。個々の税につきてきましての標準税率は、それ／＼の税の箇所に書いてございますから、その百分の七十というところでございまして、たとえば附加価値税でございまして、百分の四の七〇％、それがここにいう基準税率に相なるわけでございまして、

○塚田委員　それは常識的には、そう

すが、この表現でそういうように法律
的にとつて行けるかどうかということ
を、私は非常に疑う。第一條第一項第
五号は、定義を書いただけのものでは
から、何もそこに税率のないものの百
分の七十というものは、一向に具体的
に数字で出て来ない。むしろ個々の、
附加価値税なら附加価値税の標準税率
をきめたものをここで引用して来られ
ないか、私は法律にならないのじやな
いかと思うのですが、その点はどうで
ございますか。

○萩田政府委員　標準税率の百分の七
十とただ言いますと、かえつてわかる

ことになるのかと思いますが、それ
念を入れまして、標準税率とは地方税
法で言っておりますところの標準税率
であるということを言つた場合でござ
いまして、むしろこれによつて大体正
確に表現できるのじやないかと考え
ております。

○税目委員 次にお尋ねいたしたいの

は、特別交付金でありますが、まあ一割——たゞいふ共產黨の諸君から、自由黨の機密費に頂戴した一割であります。が、この分配の仕方が、第十二條の測定單位によつて捕捉したい特別の財政需要があること、交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の需要があること、その他特別の事情があることによつて、交付金の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、これはやるんだ。そうすると、ここに書いてある事情がないと、一割は結局頂戴せずに済むということになるのかどうか。もしそういう事情がどこにも出なかつたら、これは当初わけたような比率で、またお

わけくださるのかどうか。これはよほどしつかりおきめ願っておかないと、一割を抜いて十分だとお考えになつておつて、それはこの上にさらにプラスにやるのだ、ことに災害のために出て来るのだというようにあるとあれば、その災害ももちろん平均して毎年出て来るものを頭に置いてあるから、これで十分なんだとおつしやれば別だが、私はこの特別の交付金というものは、普通の、平衡交付金本来の性質のものの上に出ていないとならぬのだと思うのですが、そうすれば、そういう事情が生じなければ、翌年持ち越しで、これはやらないで済むのだというように、こともあり得ると思うのですが、その点をどうお考えになつておるのですか。

○秋田政府委員 この考えでは、この百分の十は一応基準財政需要の中と考へております。ただそれを計算する場合に、一割だけは、何と申しますか、予備金として残しておくという考えでございまして、これがわけないでそのまま済むというようなことは、全然予想しておりません。この額だけは必ず当該年度において交付されるものと予想しております。

○塚田委員 そう予想しておられるのですが、それはどういうぐあいによりますか、それはどういふぐあいに、予想通り出て来なかつたときに、当初の比率でわけていただけるのだということなんでしょうか。

○秋田政府委員 今申しましたように、基準財政需要の中と考へておりますから、いわゆる特別の事情としてその中から出すものが、かりにこの百分の十に相当する額だけございせんでしたら、それは結局元の基準需要にも

どして、かつこうは特別交付金でありますが、全体にわけけることに相なると思ひます。

○塚田委員 これで終わります。

○中島委員長 この際お諮りいたします。理事の補欠選任についてお諮りいたします。理事菅家喜六君及び川本末治君が、去る二十七日、二十八日にそれぞれ委員を辞任したされ、欠員となつておりますので、これより理事の補欠選任を行いたいと思ひますが、これは投票の手続を省略しまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認め、指名いたします。

菅家 喜六君 川本 末治君

次にお諮りいたします。小委員長選任についてであります。消防に関する小委員長及び競大法案起草小委員長が、それぞれ委員辞任に伴い、欠員になつておりますので、これら小委員長の選任を行いたいと存じますが、これは委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めます。

消防に関する小委員長に

川本 末治君

競大法案起草小委員長に

野村専太郎君

を指名いたします。

次に諸願小委員の補欠選任についてお諮りいたします。すなわち川本末治君、菅家喜六君及び野村専太郎君の各委員の辞任に伴い、欠員を生じており

ますので、これよりその補欠選任を行いたいと思ひますが、委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認め

川本 末治君 菅家 喜六君

野村専太郎君

以上指名いたします。

本日は質疑をこの程度にいたしておきまして、明日はなるべく簡単な質疑を許す程度にいたし、明日本案の終局まで行きたいと思ひます。明日は午前十時より委員会を開きます。本日はこれで散会いたします。

午後五時二十八分散会